所沢市

いきいきと暮らすための
高齢者福祉ガイド

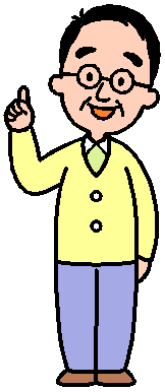

平成２９年度版

はじめに

本ガイドは、所沢市にお住まいの高齢者とそのご家族が、地域でいつまでもすこやかに暮らしていけるように、高齢者福祉を中心とする所沢市の事業等をご案内しています。

本ガイドの構成として、最初に、心配ごとや悩みごとがあるけれど、どこに相談すればよいのかわからない…といった場合や、高齢者に関する具体的な相談をしたい場合に相談できる場所を掲載いたしました。

次に、主に高齢者支援課で実施している事業等をご紹介しております。介護予防や自宅での生活を支える取組、生きがいづくりにつながる活動等がありますので、ぜひご覧いただき、ご参加ください。

最後に、介護保険制度・医療・健康等について、高齢者支援課以外の部署や所沢市社会福祉協議会において実施している事業等を掲載しております。

本ガイドの情報が皆さまのお役に立てれば幸いです。

目次

１．相談場所

（１）総合相談（地域包括支援センター）　・・・　１
（２）所沢市こどもと福祉の未来館（福祉の相談窓口）　・・・　３
（３）民生委員・児童委員　・・・　３
（４）相続、遺言書、成年後見制度等の相談　・・・　４
（５）消費生活相談　・・・　４

２．介護予防

（１）お達者倶楽部の活動　・・・　５
（２）単身高齢者保養事業の実施　・・・　６
（３）介護予防教室（地域包括支援センター）　・・・　６
（４）元気アップ測定会　・・・　７
（５）いきいき健康体操教室　・・・　７

３．在宅生活支援

（１）見守り等の支援
高齢者みまもり相談員による訪問　・・・　８
一人暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与　・・・　９
救急医療情報キットの配布　・・・１１
所沢市高齢者配食サービスの実施　・・・１４
高齢者生活支援パンフレット（買い物支援マップ）の配布　・・・１５
介護マークの配布　・・・１６
在宅介護者リフレッシュ事業の実施　・・・１７

（２）手当・助成・税
ねたきり老人等介護者手当の支給 ・・・１８
外国人高齢者等福祉手当の支給 ・・・１９
公衆浴場老人入浴料の助成 ・・・２０
高齢者の障害者控除対象者認定書の発行 ・・・２１
（３）認知症高齢者への支援
ＧＰＳの貸出 ・・・２２
認知症サポーター養成講座 ・・・２３
認知症に関する電話相談窓口 ・・・２４
もの忘れ相談医 ・・・２５
認知症疾患医療センター ・・・２８
みんなのカフェ ・・・２９

４．生きがい支援

（１）生きがいづくりと生涯学習の推進
高齢者大学 ・・・３１
高齢者囲碁・将棋大会 ・・・３２
高齢者演芸大会 ・・・３３
高齢者スポーツ大会 ・・・３３
敬老行事の実施 ・・・３４
高齢者交流・研修支援事業の実施 ・・・３５
（２）老人福祉センター・老人憩の家 ・・・３７
（３）社会参加
長生クラブの活動 ・・・３９
所沢市シルバー人材センター　会員募集 ・・・４１
所沢市シルバー人材センター　ちょこっとお手伝い ・・・４２

５．高齢者向けの施設や住まい ・・・４３

６．介護保険制度に関すること

（１）介護保険料　・・・５１
（２）要介護認定の申請　・・・５１
（３）介護サービスの種類と利用料　・・・５２
（４）ケアプラン
（居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント）　・・・５３
（５）福祉用具購入費の支給　・・・５３
（６）住宅改修費の支給　・・・５４
（７）紙おむつ購入費の支給　・・・５５
（８）介護保険の利用料の助成　・・・５５
（９）介護予防・日常生活支援総合事業の実施　・・・５６

７．医療に関すること

（１）国民健康保険制度　・・・５８
（２）後期高齢者医療制度　・・・５８
（３）指定難病に係る医療給付制度　・・・５９
（４）在宅歯科医療に関する電話相談窓口　・・・５９
（５）歯科診療所あおぞら　・・・６０

８．健康に関すること

（１）各種検診・健康診査　・・・６１
（２）各種予防接種　・・・６１
（３）精神保健福祉に関する事業の実施　・・・６２
（４）健康教育・健康相談・リハビリ・訪問指導等　・・・６２
（５）８０２０よい歯の表彰　・・・６２

９．高齢者のためのごみ収集支援　・・・６３

１０．移動支援に関すること

（１）ところバス特別乗車証制度　・・・６４
（２）高齢者の運転免許自主返納による“ところバス”無料乗車券の交付　・・・６５

１１．防災に関すること

（１）自分でできることから始める　・・・６６
（２）防災情報などの入手　・・・６７

１２．社会福祉協議会による各種サービス

（１）わたしたちのまちの車いすステーション事業　・・・６８
（２）福祉サービス利用援助事業の実施（あんしんサポートねっと）　・・・７３

１．相談場所

（１）総合相談（地域包括支援センター）

地域包括支援センターでは、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、介護や認知症に関する相談、財産管理や消費者被害に関する相談、家族を介護している方のお悩み相談等各種相談をお受けしています。

対 象 者　　高齢者ご本人、そのご家族等

※高齢者の近所にお住まいの方も「近所に住む高齢者の方の様子がいつもと違う」等の心配や気がかりなことがありましたら、ぜひご連絡ください。

相談方法　　まずは、お電話でご相談ください。地域包括支援センターの職員が、ご家庭に訪問させていただきます。

※日程調整の上、来所による相談も可能です。

相 談 料　　無料

問 合 せ　　地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

地域包括支援センターの取組み

地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者とそのご家族を、様々な取組を通じて支援しています。

【介護予防の取組】

介護予防のための教室や講演会等、高齢者の方ができる限り自立した生活を送り、介護が必要にならないようにするための事業を企画・実施しています。

【地域づくりのための取組】

高齢者とそのご家族が安心して生活できる地域づくりのため、地域の医療・介護の多職種連携につながる取組や民生委員、自治会・町内会、事業所等と連携した高齢者みまもりネットワークづくり等を行っています。

また、介護予防につながる地域活動団体の立上げ・運営支援等も行っています。

所沢市内の地域包括支援センター（１４か所）

相談や問合せの際には、お住まいの地域を担当している地域包括支援センターへ！

あなたのお住まいの地域 一部番地によって異なる場合があります。	担当の地域包括支援センター 所在地	電話番号 ＦＡＸ番号
日吉町・東町・旭町・御幸町・寿町・元町・金山町・有楽町・北有楽町・喜多町・宮本町・西所沢・星の宮・くすのき台１丁目～２丁目	所沢地域包括支援センター	2926 ― 4426
	御幸町１－１６－２０７　所沢スカイライズタワー	2926 ― 4422
松郷・下安松・東所沢和田	松井東地域包括支援センター ※特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷内	2951 ― 5500
	坂之下９４１－３	2945 ― 6866
西新井町・東新井町・牛沼・上安松・くすのき台の一部	松井西地域包括支援センター	2994 ― 1615
	上安松１２８３－４	2994 ― 1612
坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢	柳瀬地域包括支援センター ※特別養護老人ホーム東所沢みどりの郷内	2951 ― 8887
	坂之下９４１－３	2945 ― 6878
中富・下富・神米金・北岩岡・北中・岩岡町・所沢新町・中富南	富岡地域包括支援センター ※介護老人保健施設さんとめ内	2942 ― 0067
	中富１６１７	2942 ― 3588
緑町・泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台	新所沢地域包括支援センター	2937 ― 7105
	緑町３－１２－１７	2937 ― 7106
弥生町・美原町・北所沢町・花園・松葉町	新所沢東地域包括支援センター	2968 ― 8899
	松葉町１１－１　マルハビル５階	2968 ― 7789
三ケ島・糀谷・堀之内・林・和ケ原・西狭山ケ丘	三ヶ島第１地域包括支援センター ※ケアハウス所沢けやき内	2947 ― 2837
	三ケ島５－５５１	2949 ― 5301
東狭山ケ丘・狭山ケ丘・若狭	三ヶ島第２地域包括支援センター ※特別養護老人ホーム康寿園内	2926 ― 7800
	東狭山ケ丘６－２８３３－１	2921 ― 1138
上新井・小手指元町・小手指南・小手指台・北野・北野南・北野新町・小手指町５丁目	小手指第１地域包括支援センター ※特別養護老人ホームロイヤルの園内	2947 ― 1211
	北野３－１－１８	2947 ― 1223
小手指町１丁目～４丁目	小手指第２地域包括支援センター	2968 ― 3311
	小手指町２－１２－７　セイザン小手指１階	2968 ― 3319
山口・上山口	山口地域包括支援センター	2928 ― 7525
	山口５２５７－３	2928 ― 7526
北秋津・東住吉・西住吉・南住吉・久米・荒幡・松が丘・くすのき台３丁目	吾妻地域包括支援センター ※特別養護老人ホームところの苑内	2929 ― 6965
	久米１５３８－２	2929 ― 6956
こぶし町・若松町・下新井・中新井・並木・北原町	並木地域包括支援センター	2943 ― 7333
	中新井３－２０－３５－１０７	2943 ― 8558

◎　地域包括支援センターは、所沢市の委託により社会福祉法人･医療法人等が運営しています。

（２）所沢市こどもと福祉の未来館（福祉の相談窓口）

所沢市こどもと福祉の未来館に設置された地域福祉センターに「福祉の相談窓口」があります。「福祉の相談窓口」は、福祉に関する様々な相談に対して、一元的な対応やコーディネートを行います。

相 談 日　　月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

受付時間　　午前９時から午後６時まで

相談内容　　①生活自立相談・・・　関係機関と連携し自立支援を行う。

②権利擁護相談・・・　成年後見等権利擁護に関する申請等の相談から支援まで一体的に対応。

③障害者相談　・・・　関係機関と連携し必要な情報の提供や助言、福祉サービス利用の支援を行う。

④障害者就労相談・・　就労相談や一般就労促進の支援を行い、障害者の職業的及び社会的自立の促進を図る。

⑤その他　　・・・　各種相談事業を定期開催する。

相 談 料　　無料

問 合 せ　　福祉の相談窓口（電話：2941-6366、FAX：2923-4780）

（３）民生委員・児童委員

地域の身近な相談役として、誰もが地域の中で安心して生活できるように、必要な援助を行ったり行政や地域のサポート先につなぐ橋渡しをしたりしています。

活動役割　　①身近な相談役・・・　各種制度やサービスの情報提供

②見守り・訪問・・・　高齢者や子育て世帯の見守り・訪問

③連絡・通報　・・・　地域と行政機関をつなぐ

問 合 せ　　地域福祉センター（電話：2922-2115、FAX：2922-2195）

（４）相続、遺言書、成年後見制度等の相談

相続、遺言書、成年後見制度、離婚、事故、金銭、借地借家等の問題や悩み事について、市民相談員が相談をお受けしています。

相 談 日　　月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

受付時間　　午前９時から１１時３０分まで、午後１時から３時３０分まで

相談方法　　市民相談課の相談室での面談による相談

※予約不要です。（当日、先着順でお受けします。）

※電話での相談はお受けしていません。

※必要に応じて、弁護士、司法書士、税理士等の専門相談につなぐことができます。

相 談 料　　無料

問 合 せ　　市民相談課（電話：2998-9092、FAX：2998-9041）

（５）消費生活相談

契約のトラブル、解約、訪問販売、悪質な勧誘・商法、欠陥商品、不当・架空請求、多重債務等の問題や悩み事について、消費生活相談員が相談をお受けしています。

相 談 日　　月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

受付時間　　午前１０時から１１時３０分まで、午後１時から３時３０分まで

相談方法　　①消費生活センターの相談室での面談による相談

※予約不要です。（当日、先着順でお受けします。）

※消費生活センターは、平成２８年度から市役所低層棟１階に移転しています。

②電話での相談（相談専用電話：2998-9204）

相 談 料　　無料

問 合 せ　　消費生活センター（電話：2998-9143 、FAX：2998-9041）

２．介護予防

（１）お達者倶楽部の活動

お達者倶楽部とは、自宅で過ごす６５歳以上の方を対象に、茶話会・交流会・レクリエーション・健康体操等を行う場を提供するボランティア団体です。お達者倶楽部の活動に参加することで、健康増進、閉じこもり予防、介護予防につながります。

対 象 者	市内にお住まいの６５歳以上の方
活動内容	健康体操、ウォーキング、茶話会、季節の行事、ゲーム、手芸、世代間交流等 ※各倶楽部によって様々な活動をしています。 ※地域包括支援センターと連携し介護予防事業を行っています。
活動場所	市内の集会所や個人の住宅等
活 動 日	月に２回以上 ※具体的な活動日は、各倶楽部によって異なります。
参加方法	お達者倶楽部の会員になる必要がありますので、各倶楽部又は地域包括支援センターにご連絡ください。
問 合 せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138） 地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

（２）単身高齢者保養事業の実施

一人暮らしの高齢者の方を対象に、介護予防に関する講演会や寄席等の公演を実施し、保養の機会を提供することを目的にしています。所沢市市民文化センター『ミューズ』中ホールで開催します。

対 象 者　　市内にお住まいの一人暮らしの６５歳以上の方で、同一敷地内にお住まいの親族がいない方

開 催 日　　１１月実施

費　　用
申込方法　　広報ところざわ９月号に掲載します。

問 合 せ　　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

（３）介護予防教室（地域包括支援センター）

介護予防の普及啓発や仲間づくりのため、体操教室や栄養バランス・口腔ケアに関する教室、認知症予防に関する教室等を地域包括支援センターが身近なまちづくりセンターや自治会館等で開催しています。

対 象 者　　市内にお住まいの６５歳以上の方

開 催 日　　１年を通して様々な教室を開催しています。
※教室の詳細は、地域包括支援センターにお問い合わせください。

費　　用　　原則無料
※内容によっては、一部自己負担があります。

申込方法　　地域包括支援センターにご連絡ください。

問 合 せ　　地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

（４）元気アップ測定会

様々な測定機器による健康度チェック、体力測定を実施し、一人ひとりの身体に合った個別アドバイスや認知症セミナー等を行う測定会です。

対 象 者	市内にお住まいの６５歳以上の方
実施内容	１日目・・・健康度チェックや体力測定等 ２日目・・・個別アドバイス、認知症セミナー等
開 催 日 申込方法	広報ところざわ８月号に掲載する予定です。
開催時間	１日２時間程度（２日間）
開催場所	老人福祉センター、老人憩の家ほか（計２２会場）
費　　用	無料
問 合 せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

（５）いきいき健康体操教室

いつまでも元気で健やかに過ごしていただくため、健康体操等の運動や、介護予防のための講座を行う元気な方向けの教室です。

対 象 者	市内にお住まいの６５歳以上の方で、要介護認定及び医師からの運動制限を受けていない方
開催時期 申込方法	広報ところざわに掲載する予定です。 ※１２回コースと８回コースがあります。
開催時間	１回２時間程度（週１回）
開催場所	老人福祉センター、老人憩の家ほか（計１６会場）
費　　用	無料
問 合 せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

３．在宅生活支援

（１）見守り等の支援

高齢者みまもり相談員による訪問

近隣との交流や福祉サービスの利用機会が少ない等の高齢者が対象の事業です。市が委嘱した相談員が、月に２回程度希望者のお宅を訪問し、安否確認や話し相手、市からの情報提供等を行います。

対 象 者　　市内にお住まいの６５歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

・単身高齢者

一人暮らしで同一敷地内にお住まいの親族がいない方

・日中単身高齢者

同居者の勤務等のために日中おおむね８時間以上単身の状態が続く方

・同敷地内に住む方全員が６５歳以上で生活している方

・認知症がある方、又は認知症状がある方が家族にいる方

※詳しくはお問い合わせください。

訪問回数　　月に２回程度

費　　用　　無料

申込方法　　「高齢者みまもり相談員訪問依頼書」に必要事項（ご本人の住所、氏名、電話番号等）をご記入の上、高齢者支援課にご提出ください。

※地域包括支援センターを通じての申込みも可能です。

※訪問依頼書は、市のホームページからダウンロードできます。

問 合 せ　　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

みまもり相談員とは？

市から委嘱を受けた、地域のボランティアの方々です。地域包括支援センターや民生委員等と連携をとりながら、みまもり活動をしています。

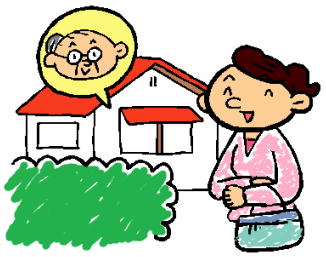

一人暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与

急病や突発的な事故による緊急時の連絡手段として、緊急通報用の通信機器を貸与しています。オペレーションセンターにはオペレーターが３６５日２４時間体制で常駐しており、緊急時には救急車の手配を速やかに行い、また、健康相談も行うことができます。

なお、貸与機器は２種類あり、普段の生活にあったものをお選びいただけます。

対 象 者　①市内にお住まいの６５歳以上の方で、次のいずれかに該当する方

・単身高齢者

一人暮らしの方

・日中単身高齢者

同居者の勤務等のために日中おおむね８時間以上単身の状態が続く方

②市内にお住まいの６５歳未満で一人暮らしの障害者

※同居されている方が要介護４・５の認定を受けている場合、もしくは重度障害者の場合等で、同居の方が緊急時に救急通報ができない場合は、対象者になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

貸与機器　【固定型】

機器本体（押しボタン式）に加え、生活反応センサーにより、室内で一定時間動きがない場合に、自動的にオペレーションセンターに通報する機能があります。

【携帯型】

外出時の急病等の際、簡単な操作でオペレーションセンターに通報し、会話することができます。機器にはＧＰＳ機能があるため、利用者の位置を特定することができます。

費　　用　利用者（生計中心者）の市民税の課税状況により決定します。

	単身高齢者世帯	日中単身高齢者世帯
固定型	月額　１，５００円	月額　３，０００円
携帯型	月額　　９５０円	月額　１，９００円

※非課税世帯、又は市民税課税額が年額８５，０００円未満の場合は無料です。

申込方法　　①高齢者

地域包括支援センターにご連絡ください。

※地域包括支援センターの職員が設置場所等の調査に伺います。

※申込みに必要な書類は、調査時にお持ちします。

②障害者

障害福祉課にご連絡ください。

※障害福祉課ケースワーカーがご相談の上、調査等を行います。

問　合　せ　　①高齢者

申込みについて･･･地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

その他について･･･高齢者支援課（電話:2998-9120、FAX:2998-9138）

②障害者

障害福祉課（電話:2998-9116、FAX：2998-1147）

【固定型】

本体

ペンダント型
送　受　信　機

生活反応センサー

煙型火災感知器

【携帯型】

本体

救急医療情報キットの配布

救急車の要請時に迅速な救急活動に役立てるため、既往症やかかりつけ医療機関、服薬内容等の医療情報や、「健康保険証（写）」「診察券（写）」等を一つにまとめて保管しておく「救急医療情報キット」を配布しています。

対象者	①市内にお住まいの６５歳以上の方がいる世帯 ※１世帯につき１本配布します。 ②市内にお住まいの６５歳未満で一人暮らしの障害者 ※１日の大半を１人で過ごす方も含みます。
救急医療情報キット内容	・救急情報シート 緊急連絡先や既往歴等の情報をご記入いただくものです。 ・救急医療マークシール（３枚） 冷蔵庫の扉、玄関ドアの内側にそれぞれ貼付してください。 ※救急隊の目印になります。 ※予備が１枚入っています。 ・救急医療情報キットケース 救急情報シート・写真（本人と確認できるもの）・健康保険証（写）・診察券（写）等を入れていただくものです。 ・取扱説明書
費用	無料
申込方法	「申込書」に必要事項（ご本人の氏名、住所、生年月日、電話番号）をご記入の上、配布場所（Ｐ．１２参照）にご提出ください。 ※必要事項の記入ができれば、代理の方でも申込みできます。 ※本人又は代理の方が配布場所に行けない場合は、高齢者の方は地域包括支援センターにご連絡ください。職員が救急医療情報キットを持って自宅等に伺います。 ※６５歳未満で障害のある方は、障害者手帳の持参が必要です。
問合せ	① 高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138） 地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照） ② 障害福祉課（電話：2998-9116、FAX：2998-1147）

救急医療情報キットの配布場所

※1〇がついている施設は高齢者にのみ配布している場所です。

名称	※1	所在地	電話
所沢市高齢者支援課	〇	並木 1-1-1（高層棟１階）	2998-9120
所沢市障害福祉課		並木 1-1-1（高層棟１階）	2998-9116
地域包括支援センター	〇	Ｐ．２ 参照	
うしぬま荘	〇	牛沼 54	2998-4741
あづま荘	〇	久米 2263-1	2928-1466
さやまがおか荘	〇	若狭 4-2478-4	2949-1192
緑寿荘	〇	緑町 3-16-7	2928-8415
さくら荘	〇	山口 356	2922-0710
とめの里	〇	中新井 547	2943-2492
やなせ荘	〇	南永井 625-6	2944-6773
峰寿荘	〇	宮本町 2-22-13	2926-1901
みかじま荘	〇	三ケ島 3-1440-1	2947-2213
こてさし荘	〇	北野 1-2-12	2947-3232
とみおか荘	〇	北岩岡 118-4	2943-8651
ところ荘	〇	宮本町 1-2-35	2922-0681
シルバー人材センター		宮本町 1-1-2	2928-8695
所沢しあわせの里		東狭山ケ丘 5-916-3	2921-5566
ところざわ障がい者相談支援センター		宮本町 1-1-2	2929-1705
生活支援ルーム　さぽっと		北原町 932-1	2992-7888
地域生活支援センター　ぽぷり		緑町 4-7-13　安藤ビル 1	2924-2255
地域生活支援センター　所沢どんぐり		北秋津 790-2	2993-8585
松井まちづくりセンター		上安松 1286-1	2994-1222
富岡まちづくりセンター		北岩岡 117-1	2942-3110
小手指まちづくりセンター		北野南 1-5-2	2948-1295
山口まちづくりセンター		山口 5004	2924-1224
吾妻まちづくりセンター		久米 2229-1	2924-0118
柳瀬まちづくりセンター		城 964-8	2944-2113
三ケ島まちづくりセンター		三ケ島 5-1639-1	2948-1204
新所沢まちづくりセンター		緑町 1-8-3	2924-2955
新所沢東まちづくりセンター		美原町 1-2922-16	2943-0909
所沢まちづくりセンター		元町 27-5	2926-9355
並木まちづくりセンター		並木 8-3	2998-5911
所沢中央消防署		けやき台 1-13-11	2929-9125
所沢中央消防署三ケ島分署		北野 3-23-2	2949-1190
所沢中央消防署山口分署		山口 182-2	2925-1190
所沢東消防署		上安松 974-1	2998-1190
所沢東消防署富岡分署		神米金 256-4	2942-4960
所沢東消防署柳瀬分署		東所沢 4-12-2	2944-1190

※配布の時間帯は、各場所により異なりますので各場所にご確認ください。

活用事例

① 高齢者・障害者が１１９番へ通報

②救急隊が自宅へ到着 玄関ドアの裏側を確認

③冷蔵庫のシールを見る

④冷蔵庫の中にあるキットを取り出す

⑤キットの中身を確認し情報を入手する

⑥適切な処置をして病院へ搬送

このマークは、救急救命のシンボルマークです！

救急医療情報キットには、左のマークがついています。

このマークは、「スターオブライフ」という救急救命のシンボルマークで、日本を含む世界各国で、救急車の車体に描かれています。

※マークの中にある、蛇が巻き付いた杖を「アスクレピオスの杖」といい、ギリシャ神話に登場する医学の神アスクレピオスが持っていた杖とされます。

所沢市高齢者配食サービスの実施

高齢者の食生活の改善、健康の増進及び介護予防を図るため、市の登録配食事業者が、自宅まで食事をお届けします。

登録配食事業者が高齢者に直接会って食事をお届けするため、安否確認も併せて行うことができます。

対 象 者　市内にお住まいの６５歳以上の方

食事内容等　登録配食事業者（６事業者）により異なるため、地域包括支援センターの職員がお届けするパンフレットをご参照ください。

※食事内容は、日替わりで、管理栄養士が栄養バランス・カロリー等を計算し、飽きのこないメニュー作りをしています。

費　　用　登録配食事業者（６事業者）により異なるため、地域包括支援センターの職員がお届けするパンフレットをご参照ください。

申込方法　地域包括支援センターにご連絡ください。

※地域包括支援センターの職員が登録配食事業者ごとの食事内容や金額がわかるパンフレットをお届けし、日常生活のこと、治療中の病気のことを配慮した上で、登録配食事業者選びのアドバイスを行います。

利用までの流れ

①登録配食事業者との打合せ

地域包括支援センターとの相談後、登録配食事業者が訪問し、食事内容・回数、配達時間、支払方法等について説明します。

② 登録配食事業者との契約

配食サービスの利用に当たっては、食事内容等を検討した上で、利用者（家族）の皆様と登録配食事業者との契約により決定します。

③利用の開始

契約内容に沿った配食サービスが開始されます。

問 合 せ　申込みについて・・・地域包括支援センター（電話・FAX：P.２参照）

その他について・・・高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

高齢者生活支援パンフレット（買い物支援マップ）の配布

高齢者が生活するために必要な福祉サービスや医療情報及び買い物が困難な高齢者に、商品の配達、配食サービス等を行う事業者・団体等を案内する『高齢者生活支援パンフレット(買い物支援マップ)』を配布しています。

地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議」を中心として市内１４圏域ごとに作成し、それぞれの地域特性を生かした内容となっております。

対　象　者	市内にお住まいの６５歳以上の方がいる世帯
配布場所	高齢者支援課及び地域包括支援センター ※お越しの際には、予め在庫状況をご確認ください。
費　　用	無料
問　合　せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138） 地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

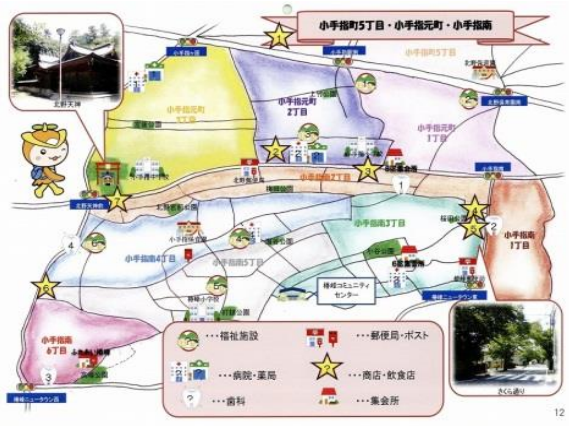

地域ケア会議とは

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活ができるためには、その地域全体で高齢者を支えていく仕組みが必要です。市では、地域ごとに保健、福祉、医療に関する人が集まる「地域ケア会議」を設置し、①情報の共有化、②地域の人材の連携、③支援を必要とする高齢者の早期発見と支援、④地域の課題の発見と解決に向けての取組等を行っています。

介護マークの配布

高齢者等を介護していることを周囲にお知らせする「介護マーク」を配布しています。

高齢者等を介護しているご家族の方が「介護マーク」を身に付けて介護することで、トイレに付き添う時等に周囲から誤解や偏見を持たれないようにできます。

対　象　者	認知症高齢者等の介護をする方 ※市内にお住まいの介護者、被介護者 ※法人は対象外です。
介護マーク	名札と腕章（それぞれ２種類）がありますので、お好きな種類をお選びいただけます。
費　　用	無料
申 込 方 法	「申込書」に必要事項（介護者と被介護者の住所、氏名、電話番号等）をご記入の上、配布場所にご提出ください。
配 布 場 所	高齢者支援課及び地域包括支援センター
問　合　せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138） 地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

名札
（約 6cm×約 10cm サイズ）

名札
（ハガキ大サイズ）

腕章

腕章２
（名札と併用可能）

こんな時にお使いください！

・駅等のトイレで介護者が付き添う時
・つきそいが必要な高齢者と一緒に病院の診察室に入る時
等...

在宅介護者リフレッシュ事業の実施

要介護４以上の認定を受けている高齢者を自宅で介護している在宅介護者の健康増進等のため、はり・きゅう・マッサージの施術を低額で利用できる「在宅介護者リフレッシュ事業利用券」を交付します。

対象者	・「所沢市ねたきり老人等介護者手当」（P.１８参照）を申請し、支給決定された方 ・上記の方と同居で介護をされている方
交付枚数	交付日から１年以内につき２枚（２施術分）
利用施設	「登録施術機関名簿一覧」にされている施術機関 ※上記一覧は、利用券の交付時に送付します。
交付方法	在宅介護者リフレッシュ事業利用券は、「所沢市ねたきり老人等介護者手当」が支給決定された方へ直接交付いたします。
費用	利用券を使用すると次の金額で、はり・きゅう・マッサージの施術を利用できます。 ・通院施術の場合：１回当たり　５００円 ・訪問施術の場合：１回当たり１，０００円
問合せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

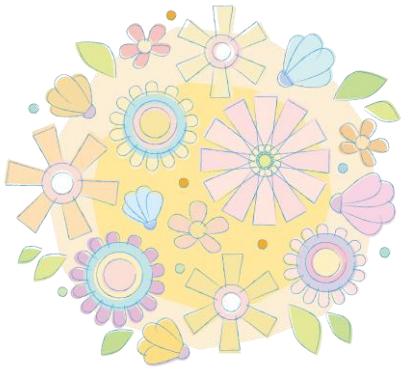

（２）手当・助成・税

ねたきり老人等介護者手当の支給

介護負担を軽減するため、６か月以上にわたって寝たきりや認知症等の高齢者を自宅で介護している在宅介護者に、年１回手当を支給します。

対 象 者　　市内にお住まいの６５歳以上の方で要介護認定を受け要介護４又は要介護５の状態が、６か月以上継続している方を常時自宅で介護している方

※「６か月以上継続して」とは、申請月の前月の末日から起算して前１２か月の間に６か月継続（１か月当たり７泊以内の入院やショートステイを除く。）していることを指します。

手 当 額　　４０，０００円（１年度につき１世帯当たりの支給額）

申請方法　　次の必要書類を高齢者支援課にご提出ください。

【必要書類】

・所沢市ねたきり老人等介護者手当支給申請書

・介護保険被保険者証の写し

※窓口で申請する場合は、印鑑をお持ちください。（認印可）

※郵送による提出も可能です。

※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。

問 合 せ　　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

外国人高齢者等福祉手当の支給

福祉増進を図るため、市内にお住まいの無年金の外国人高齢者等に、手当を支給します。

対 象 者　【大正１５年４月１日以前に生まれた外国人で、
次の全てに該当する方】
・市内に住所を有し、１年以上居住している。
・法務大臣の永住許可を受けている。
・国民年金その他の公的年金を受給していない。

【昭和５７年１月１日において満２０歳以上で、１・２級の身体障害者手帳の交付を受けている外国人、若しくは、
Ⓐ又はＡの療育手帳の交付を受けている外国人で、次の全てに該当する方】
・市内に住所を有し、１年以上居住している。
・法務大臣の永住許可を受けている。
・国民年金その他の公的年金を受給していない。

手 当 額　月額１０，０００円

申請方法　次の必要書類を高齢者支援課にご提出ください。
【必要書類】
・外国人高齢者等福祉手当受給資格認定申請書
・住民票の写し
・公的年金等受給状況調査同意書
※窓口で申請する場合は、印鑑をお持ちください。（認印可）

問 合 せ　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

公衆浴場老人入浴料の助成

自宅での生活を維持できるよう、自宅に入浴設備のない高齢者に、無料入浴券を交付します。

対象者	市内にお住まいの６５歳以上の方で、自宅に入浴設備がなく、常時公衆浴場を利用している方
交付枚数	１か月につき９枚 ※年２回、それぞれ６か月分を交付します。
利用施設	弘法の湯（所在地：金山町 15-19　電話：2922-5617）
申請方法	「老人無料入浴券受給資格審査願い及び交付申請書」に必要事項（住所、氏名、電話番号等）をご記入の上、高齢者支援課にご提出ください。 ※窓口で申請する場合は、印鑑をお持ちください。（認印可） ※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。
問合せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

高齢者の障害者控除対象者認定書の発行

所得税法や地方税法では、申告する本人又は扶養親族が、障害者又は特別障害者に該当する場合、一定金額を所得から控除することができます。

障害者手帳をお持ちでない方が、障害者控除又は特別障害者控除を受けるための認定書を発行しています。

対 象 者　【障害者控除の対象となる方】
６５歳以上の方で、前年の１２月３１日現在で要介護１、要介護２、要介護３の認定を受けている方

【特別障害者控除の対象となる方】
６５歳以上の方で、前年の１２月３１日現在で要介護４、要介護５の認定を受けている方

【上記に掲げる方以外】
面接により精神又は身体の状況その他必要な事項の確認を行い、認められた方

申請方法　次の必要書類を高齢者支援課にご提出ください。

【必要書類】
・所沢市障害者控除対象者認定申請書
・介護保険被保険者証の写し

※窓口で申請する場合は、印鑑をお持ちください。（認印可）
※郵送による提出も可能です。
※申請書は、市のホームページからダウンロードできます。
※認定書は、申請から１週間ほどで、申請者宛てに郵送します。

問 合 せ　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

所得税の確定申告については、所沢税務署（電話：2993-9111）
市・県民税の申告については、市民税課（電話：2998-9064、FAX：2998-9409）
にお問い合わせください。
聴くことや話すことが不自由な方は、所得税の確定申告について聴覚障害者用ファクシミリをご利用ください。
関東信越国税局　税務相談室（FAX：048-833-9680）
※上記ファクシミリ番号の無断転載はご遠慮ください。
※FAXによる、法令に基づいた各種申告、申請、届出はできません。

（３）認知症高齢者への支援

ＧＰＳの貸出

徘徊等で行方不明となった高齢者の早期保護と安全確保により、自宅で介護するご家族の肉体的・精神的負担の軽減及び安心して介護ができる環境をつくるため、ＧＰＳ（衛星による位置情報検索装置）を貸し出しています。

対 象 者　市内にお住まいの方で、認知症により徘徊行動のある６５歳以上の方を自宅で介護する方

サービス内容　①位置情報の特定及び提供

徘徊等で行方不明となった高齢者の位置を、インターネットを通じて特定し、介護者にお知らせします。地図情報による提供とオペレーターの音声案内による提供があります。

②現場急行（有料オプション）

介護者が、徘徊等で行方不明となった高齢者の保護をすることができない場合に、委託事業者が介護者に代わって、高齢者を保護します。

費　用　月額１，０００円

※市民税非課税世帯等は無料です。

※徘徊高齢者を保護するための現場急行に係る費用は、別途ご負担いただきます。

※利用者の責めに帰すべき理由により機器を損傷又は紛失した場合には、その損害を賠償していただきます。

支払方法　送付する納付書により、市に直接お支払いいただきます。

※６か月分（４月～９月分、１０月～３月分）の前払いです。

（例：５月から利用を開始した場合には、５月から９月までの５か月分をお支払いいただきます。）

申込方法　高齢者支援課又は地域包括支援センターにご連絡ください。

問 合 せ　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

認知症サポーター養成講座

認知症の方やそのご家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進するために、「認知症サポーター養成講座」を開催しています。

対 象 者	市内にお住まいの方、又は市内在勤・在学の方
講座内容	講師役である「キャラバン・メイト」が、次のような認知症についての正しい知識や接し方についての講義を行います。 ・認知症とは　・認知症の症状（もの忘れとの違い等） ・認知症の人の気持ちや接し方 ※講座を修了した方には、「認知症サポーター」の目印として、オレンジ色のブレスレット「オレンジリング」をお渡しします。 ※個人でも、学校・職場単位でも参加（申込み）できます。 ※講座の時間はおおむね１時間から１時間３０分です。
費　　用	無料　　※一部テキスト代が発生することがあります。
申込方法	所沢市社会福祉協議会　地域福祉推進課にご連絡ください。
問 合 せ	所沢市社会福祉協議会　地域福祉推進課 （電話：2925-0041、FAX：2925-3419）

認知症サポーターとは、なにか特別なことをする人ではありません。

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族に対して温かい目で見守ることがスタートです。
認知症サポーターは「なにか」特別なことをする人ではありません。認知症の方やそのご家族の「応援者」です。

認知症に関する電話相談窓口

次の団体では、介護の経験者や専門の教育を受けた相談員が、認知症に関する電話相談をお受けしています。

認知症の人と家族の会（本部）

研修を受けた介護経験者が、相談をお受けします。

【電　話】0120-294-456
※携帯電話からの場合は、075-811-8418
【受　付】月曜日から金曜日まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）
午前１０時から午後３時まで
【通話料・相談料】無料
※携帯電話からの場合は、通信料・通話料はご利用者様のご負担となります。

認知症の人と家族の会（埼玉県支部）

研修を受けた埼玉県内の介護経験者が、相談をお受けします。

【電　話】048-667-5553
【ＦＡＸ】048-667-5953
【受　付】月曜日から金曜日まで
（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）
午前１０時から午後３時まで
※水・木曜日　若年性認知症相談日
（５月から開始予定）
【相談料】無料
※通話料はご利用者様のご負担となります。

若年性認知症コールセンター（認知症介護研究・研修大府センター）

専門の教育を受けた相談員が、相談をお受けします。

【電　話】0800-100-2707
【受　付】月曜日から土曜日まで
（日曜日、祝日及び年末年始を除く。）
午前１０時から午後３時まで
【通話料・相談料】無料

もの忘れ相談医

所沢市医師会では、「所沢認知症ネットワーク」を設立・運営し、地域のかかりつけ医が「もの忘れ相談医」として認知症患者の診療を行い、認知症専門医療機関との連携を図り、認知症の早期発見・早期治療に向けた取組を実施しています。

問合せ　下記の『所沢「もの忘れ相談医」リスト』に掲載されている、各もの忘れ相談医にご相談ください。

所沢「もの忘れ相談医」リスト（平成２９年３月現在）

所沢 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
岩下悦郎消化器内科クリニック	北有楽町 24-5	岩下　悦郎	2928-3636	2928-3565
平沢スリープ・メンタルクリニック	くすのき台 1-10-10 TOSHI ビル 2 階	平澤　秀人	2941-2711	2941-5044
佐々木記念病院	西所沢 1-7-25	佐々木　一元	2923-1123	2928-6801
所沢内科クリニック	東町 22-3	工藤　永子	2922-2210	2922-6107
所沢診療所	宮本町 2-23-34	福庭　勲	2924-0121	2928-3206
宮本町内科クリニック	宮本町 2-26-16	竹内　昭彦	2903-1088	03-6736-0208
うえむらクリニック	御幸町 5-15	植村　均	2923-2921	2923-2921
柳内医院	元町 21-7	柳内　仁	2922-2005	2922-7670

松井 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
矢倉内科クリニック	下安松 50-43	矢倉　道泰	2945-5656	2945-5650

柳瀬 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
東所沢病院	城 435-1	山口　克彦	2944-2390	2944-5236
東所沢整形外科	東所沢 1-18-5	栗原　卓也	2951-5201	2951-5199
横山医院	東所沢和田 3-4-24	横山　俊次	2944-9360	2944-9353

富岡 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
新所沢清和病院	神米金 141-3	小室　三奈 小室　裕一	2943-1101	2943-5226
所沢慈光病院	北中 1-228	鈴木　隆晴	2922-2990	2922-2934
おうえんポリクリニック	中富 1037-1	並里　まさ子	2990-5818	2990-5828
埼玉西協同病院	中富 1865	吉野　肇	2942-0323	2942-4407

新所沢 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
けやき台どんぐりクリニック	けやき台 1-16-5	新井　哲彦	2923-8171	2925-1535
双葉クリニック	けやき台 1-36-7	小野田　忠	2922-5171	2922-5173
ひろせクリニック	緑町 2-14-7	廣瀬　恒	2920-2111	2920-2112

新所沢東 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
吉岡クリニック	花園 2-2351-18	吉岡　賢尚	2942-3116	2942-3164
新所沢キッズクリニック	美原町 2-2931-6	小林　治	2990-3100	2990-3101
梨子田内科クリニック	弥生町 2871-36	梨子田　行孝	2996-3181	2996-3181

三ケ島 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
所沢緑ヶ丘病院	狭山ケ丘 1-3009	土江　博人	2948-8181	2948-8187
中山内科医院	東狭山ケ丘 3-713-36	中山　修二	2926-8332	2926-8332
陽だまりの丘クリニック	東狭山ケ丘 1-39-5	瀧口　博司	2935-7335	2935-7336
わかさクリニック	若狭 4-2468-31	間嶋　崇	2949-2426	2949-2606

小手指 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
平沢記念病院	北野 3-20-1	井川　真理子 河本　勝 布施　滋	2947-2466	2947-2482
小手指医院	北野新町 1-9-7	古敷谷千賀子	2949-3118	2948-6488
鈴木内科医院	小手指町 1-42-17	鈴木　則之	2922-6160	2939-9835
波多野医院	小手指町 1-43-5	波多野　淑弘	2924-7885	2925-3950
豊川医院	小手指町 3-22-12	豊川　元一 豊川　泰彦	2948-1122	2948-1521
さいとう内科クリニック	小手指町 4-17-3	齋藤　拓郎	2936-8700	03-6800-3252
ながさわ内科	小手指元町 2-29-21	長澤　正樹	2947-2001	2947-2005

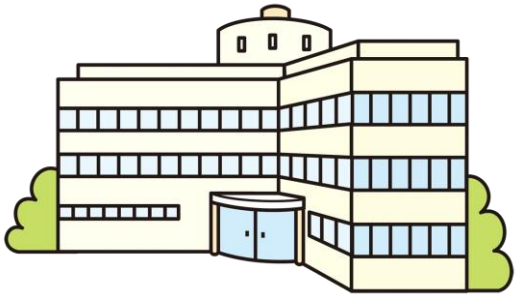

吾妻 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
むさしクリニック 泌尿器科内科	北秋津 855-1	大場　忍	2998-1850	2998-1863
所沢中央病院	くすのき台 3-18-1	北　秀幸 苗代　弘	2994-1265	2991-4655
額賀胃腸科内科クリニック	久米 2196-5	額賀　優	2925-1585	2925-1585
伊藤内科	東住吉 2-4	伊藤　哲	2922-2915	2922-5055

並木 地区

医療機関名	所在地	医師名	電話	ＦＡＸ
こぶしクリニック	こぶし町 1-17-101	角　誠二郎	2993-5866	2992-2452
四万村医院	中新井 4-28-1	四万村　三恵	2942-7001	2943-5020
みずの内科クリニック	中新井 4-27-4	水野　康司	2942-4100	2943-2123

認知症疾患医療センター

埼玉県では、高齢化の進展に伴い今後増加が見込まれる認知症患者やそのご家族を医療面から支援するため、「認知症疾患医療センター」を設置しています。

主な業務　・専門医療相談（電話・面談）
・鑑別診断とそれに基づく初期対応
・認知症周辺症状への対応
・認知症医療に関する情報発信
※受診については、かかりつけ医がいる方は、まずかかりつけ医にご相談ください。

問合せ　医療法人　尚寿会　あさひ病院　認知症疾患医療センター
住所：〒350-1317　埼玉県狭山市水野 592
電話：04-2957-1010（代表）、FAX：04-2957-1600
※所沢市を管轄する認知症疾患医療センターです。

みんなのカフェ

「みんなのカフェ」とは、所沢市委託の「認知症カフェ」のことです。「認知症カフェ」は、認知症の知識と理解を広めるとともに、ご家族や支援する方の相談できる場として複数開催されています。どなたでもお気軽にご参加ください。

対 象 者　　市内にお住まいの、認知症の方、そのご家族、介護者、認知症の取り組みに興味のある方等

問 合 せ　　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

開催場所　　**（平成２９年３月現在）**

店名	所在地 （施設名）	開催日時	費用	電話	ＦＡＸ
苗場カフェ・ 森のカフェ	三ヶ島 5-1445-7 （健康倶楽部 むさし野の森）	第 3 土曜日 午後 2 時から	100 円	2947-6060	2947-6071
オレンジカフェ	若狭 4-2468-31 （わかさクリニック）	第 4 日曜日 午前 10 時から 正午まで	300 円	2949-2426	2949-2606
マルベリーカフェ	東狭山ヶ丘 6-750-1 （ケアハウス大光園）	第 3 火曜日 午後 2 時から	100 円 から	2929-2233	2921-8801
お茶っこ 463	上新井 5-78-5 （デイホーム 花みずきの家）	毎月 2 回 午前 10 時から 午後 1 時まで	100 円	2935-4485	2935-4824
オレンヂカフェ すうぃーとはーと	喜多町 11 番 15 号 NK ビル 1 階 （コミュニティカフェ すうぃーとはーと）	第 4 土曜日 午前 11 時から 午後 4 時まで	300 円 から	2936-8613	2932-1292
みんなのカフェ 北秋津交差店	北秋津 683-1 （デイサービス寿）	第 2 日曜日 午後 1 時 30 分から 午後 3 時 30 分まで	300 円	2946-8407	2946-8417
あすかのカフェ	神米金 505-1 （地域密着型特別養護老人ホーム飛鳥野の森）	第 3 水曜日 午後 2 時から 午後 3 時 30 分	100 円	2990-1080	2990-2585

カフェ・ アンミッコ	中富 1639-3 （特別養護老人 ホームアンミッコ）	第 2 月曜日 午後 2 時 30 分から 午後 4 時 30 分	100 円	2990-2200	2990-2205
東所沢 スマイルカフェ	東所沢和田 1-46-19 （デイサービス アリスサロン）	第 3 土曜日 午前 10 時から正午	100 円	2008-2004	2008-2005

※　　開催日は変更となることがあります。

４．生きがい支援

（１）生きがいづくりと生涯学習の推進

高齢者大学

健康・福祉・一般教養・時事問題・政治・経済・身近な法律等の教養の学習を行います。幅広い知識の習得のほか、卒業後は有志ＯＢ会の創設や、在学中に発足したクラブ活動が定期的な活動につながる等、継続的な交流や生涯学習につながっています。

修学期間	１年間 ※入学式（４月下旬）～卒業式（翌年２月上旬）
受講日時	月３日程度（全４９講座） 主に１日午前・午後の２講座、１講座はおおむね２時間以内 ※入学説明会の際に年間予定表をお渡しいたします。
会　　場	主に所沢市役所８階大会議室
受講資格	・市内にお住まいの６０歳以上の方 ・これまでにこの高齢者大学に入学したことがないこと（原則）
受 講 料	６，０００円 ※卒業旅行、自主学習、クラブ・サークル活動等の 活動費は別途ご負担いただきます。
定　　員	１６０名（男女各８０名）
申込方法	広報ところざわ３月号に掲載します。 定員を超えた場合は抽選です。
問 合 せ	高齢者支援課　（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

高齢者大学公開講座（１１月）

年１回、公開講座を所沢市民文化センター『ミューズ』で開講しています。どなたでも聴講していただけますので、お気軽にご参加ください！
※詳しい内容は、広報ところざわ１１月号をご覧ください。

高齢者囲碁・将棋大会

高齢者の心身の健康保持及び生活を豊かにするため、趣味を通じ同好者が集って競い合いながら、お互いの交流と親睦を深めていただくことを目的にしています。
所沢市民文化センター『ミューズ』ザ・スクエア（展示室）で開催します。

対象者	市内にお住まいの６０歳以上の方
運用	レベルに応じて、囲碁は５クラス、将棋は３クラスに分かれます。 ※ルールは、囲碁は日本囲碁規約及び囲碁作法に関する規定を準用、将棋は（社）日本将棋連盟の対局規定を準用しています。
開催日	７月実施
定員	囲碁　１３０人 将棋　　５０人
参加費	無料
申込方法	広報ところざわ５月号に掲載します。 囲碁・将棋とも定員を超えた場合は抽選です。
問合せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

高齢者演芸大会

高齢者が演芸を楽しみ、相互の親睦を深め、明日の生活への張りを見出し、高齢者福祉の向上を図ることを目的にしています。所沢市民文化センター『ミューズ』中ホールで開催します。

対象者	市内にお住まいの６０歳以上の個人及び団体
種目	民謡・詩吟・踊り・ダンス・合唱・演奏等
開催日	７月実施
定員	一般　１０組 長生クラブ　おおむね単位長生クラブ数の２分の１ （３０～４０組）
参加費	無料
申込方法	広報ところざわ６月号に掲載します。
問合せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

高齢者スポーツ大会

高齢者がスポーツを通じて健康の増進と生きがいを高め、相互の交流及び親睦を深め、高齢者福祉の向上を図ることを目的にしています。市民体育館（メインアリーナ）で開催します。

対象者	市内にお住まいの６０歳以上で競技に出場できる健康な方
種目	風船つき競争・バレーボーリング・パン食い競争・糸巻き競争・風船割り競争等（１人２種目以内の参加です。）
開催日	１０月実施
参加費	無料
申込方法	広報ところざわ８月号に掲載します。
問合せ	高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

敬老行事の実施

長年にわたり貢献してきた高齢者を敬愛し、地域住民が高齢者福祉に理解と関心をより深めるために、高齢者の長寿を祝う敬老会行事を地域で開催したり、祝品を贈呈したりします。

▶ 地域ごとに開催する事業

行政区ごとに地区自治連合会、町内会、区長会等が実行委員会を組織して、祝品の贈呈のほか特色ある敬老会を実施しています。

【各地区祝品贈呈対象者】

当該年度に満７５歳に到達する方

▶ 市記念品等贈呈事業

次の方に、市から記念品を贈呈します。

【対象者】

当該年度に満８８歳、満１００歳に到達する方

▶ 長寿者表敬訪問

長寿者（当該年度に満１００歳に到達する方）に対し、市長や福祉部長等がご本人のところに訪問して、国からの記念品等を贈呈します。

問合せ

地域ごとに開催する事業について

・・・各まちづくりセンター（各地区事務局）

（電話：P.１２参照）

敬老行事全般について・・・高齢者支援課

（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

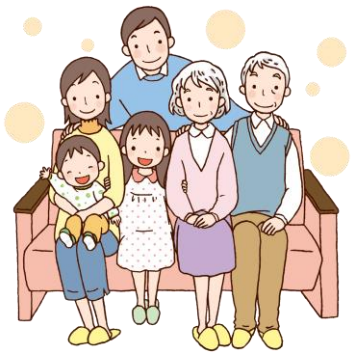

高齢者交流・研修支援事業の実施

高齢者団体が視察、研修、高齢者の福祉増進に寄与する活動を実施するに当たり、日帰りで貸切バスを利用した場合に、貸切バス賃借料の一部を予算の範囲内で補助します。

対 象 団 体　　次の全てに該当する団体

①市内にお住まいの６０歳以上の方により組織され２０人以上で構成されていること。

②会則、規約等を定め、組織運営を行っていること。

③代表者が定められていること。

④高齢者の福祉又は地域に寄与する活動を継続的に行っていること。

⑤政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とした団体でないこと。

※構成員の年齢要件が定められていない場合は、構成員名簿における市内在住の６０歳以上の者が９割を占めていることをもって、対象団体とします。

※法人格を有する団体は対象となりません。

対 象 事 業　　次の全てに該当する事業

①高齢者の親睦等の促進を目的とした、貸切バスを利用した研修、視察等であること。

②団体構成員のうち２０名以上が参加し、参加者はおおむね６０歳以上の者であること。

対 象 経 費　　貸切バスの賃借料金

※ただし、他の国庫補助制度等により補助金の交付があった場合には、当該補助金の額は対象経費に含めません。

補 助 金 額　　３５，０００円

(対象経費の額)　　ただし、バスの賃借料金が３５，０００円を下回る場合にはその額とします。

※同一年度内において１団体につき１回１台のみです。

利 用 方 法　　①事前申込み

当補助金の利用を希望する団体は、年度当初の申込期間内に事前申込みをします。

※ 平成２９年度は４月３日から４月１７日まで

●申込みの際は、「団体名、代表者氏名、住所、電話番号、利用希望月、キャンセル待ち希望の有無とその期限（例：希望あり/１１月まで)」を記載の上、高齢者支援課にご提出ください。

●申込みが多数の場合は抽選です。

●申込期間に申込みをしなかった場合でも、追加で申込みを受け付けます。ただし、既申込者多数の場合には、キャンセル待ちとなります。

②交付申請

貸切バス利用日の１４日前（休日に当たる場合は直前の開庁日）までに、交付申請をしていただきます。

●交付申請の際は、申請書等を提出してください。

③実績報告

貸切バス利用後１４日以内又は当該年度末日のいずれか早い日までに実績報告をしていただきます。

●実績報告の際は、実績報告書等を提出してください。

④補助金の支払

実績報告書等の提出月の翌月末までにお支払いします。

申 込 方 法　　広報ところざわ４月号に掲載します。

問　合　せ　　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

（２）老人福祉センター・老人憩の家

健康の増進、教養の向上及びレクリエーションの場として、お互いに学び、仲間づくりを大切にしながら心身ともに健康で明るい日常生活を営んでいただくことを目的とした施設です。市内に１２施設あります。

対　象　者　　所沢市、狭山市、飯能市、入間市の４市にお住まいの６０歳以上の個人又は団体

利 用 方 法　　【個人利用】
利用当日、直接窓口にお申し込みください。
【団体利用】
利用日時、利用目的等を明確にして、事前に直接窓口へお申し込みください。
※各施設の注意事項を守り、職員の指示に従ってください。

利 用 日 時　　月曜日から土曜日まで（日曜日、祝日及び年末年始は除く。）
午前９時から午後４時３０分まで

事 業 内 容　　【健康チェック（各種の相談）】
計測器を使った簡単な健康チェックを行っています。
※老人福祉センターにて毎月１回、老人憩の家は実施していません。
【いきいき健康体操教室】
身体機能の低下を防ぎ、転倒予防や健康維持・増進のために１２回（毎週１回）を１コースとして、ストレッチ、筋力アップのための体操や健康づくりに関する講話を取り入れた教室を実施しています。
【各種講座】
健康・教養に関すること、介護予防に関すること、交通安全に関すること等の講座を開催しています。
【各種サークル】
介護予防を目的として活動する各種サークルの場を提供しています。

【入浴設備】

一部の施設に入浴設備があり、無料でご利用できます。

※入浴時間は施設によって異なります。なお、タオルや石けんは各自でお持ちください。

費　　用　　無料

問 合 せ　　全般について・・・うしぬま荘（下の表を参照）

各施設の事業について・・・各施設（下の表を参照）

いきいき健康体操教室について・・・高齢者支援課

（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

老人福祉センター

〇がついている施設に入浴施設があります。

施設名	所在地	電話	ＦＡＸ	入浴設備の有無
うしぬま荘	牛沼 54	2998-4741	2998-4745	〇
さやまがおか荘	若狭 4-2478-4	2949-1192		〇
あづま荘	久米 2263-1	2928-1466	2928-1466	〇
緑寿荘	緑町 3-16-7	2928-8415	2928-8415	

老人憩の家

施設名	所在地	電話	ＦＡＸ	入浴設備の有無
さくら荘	山口 356	2922-0710	2922-0710	〇
とめの里	中新井 547	2943-2492	2943-2492	
やなせ荘	南永井 625-6	2944-6773	2944-6773	
峰寿荘	宮本町 2-22-13	2926-1901	2926-1901	
みかじま荘	三ケ島 3-1440-1	2947-2213	2947-2213	〇
こてさし荘	北野 1-2-12	2947-3232	2947-3232	〇
とみおか荘	北岩岡 118-4	2943-8651	2943-8651	〇
ところ荘	宮本町 1-2-35	2922-0681	2922-0681	〇

老人福祉センターは、高齢者の方の心配事や悩みについて、
必要な情報や適切な相談機関等を紹介する窓口でもあります。
お気軽にご利用ください！

（３）社会参加

長生クラブの活動

長生クラブとは、高齢者の生きがいや健康づくりのために活動している団体です。所沢市長生クラブ連合会には、市内１１地区に「地区長生クラブ連合会」、各地域に６７単位長生クラブがあり、会員約５千名が活動しています。

対 象 者　　市内にお住まいの６０歳以上の方

活動内容　　「所沢市長生クラブ連合会」「地区長生クラブ連合会」「各地域の単位長生クラブ」の各主体が、次のような活動をしています。

【奉仕活動】

各地域の自治会活動への参加、小学生の通学路での見守り、交通安全運動、共同募金、地域の道路や公園の清掃等

【友愛活動】

高齢者同士の助け合いとして、体調の悪い高齢者のお手伝いや高齢者の自宅を訪問する見守り活動等

【健康に関する活動】

食生活講習会、歩こう会、健康体操、介護保険講習会、社交ダンス大会等

【その他】

花見、七夕祭、お月見の宴、忘年会、新年会、お誕生会等の会員の親睦を図る集い、日帰りバス研修旅行、カラオケ大会、グラウンドゴルフ大会等

参加方法　　地区長生クラブ連合会の役員（Ｐ．４０参照）又は下記の事務局へご連絡ください。

問 合 せ　　所沢市長生クラブ連合会　事務局

（所沢市社会福祉協議会　地域福祉推進課）

（電話：2925-0041、FAX：2925-3419）

地区長生クラブ連合会の役員連絡先

地区長生クラブ連合会	代表者	電話
所沢地区長生クラブ連合会	本橋　勇	2992-1739
松井地区長生クラブ連合会	坂下　幸雄	2995-2676
柳瀬地区長生クラブ連合会	金子　勇	2944-0843
富岡地区長生クラブ連合会	中井　明良	2942-1514
新所沢地区長生クラブ連合会	山上　三一	2924-0881
新所沢東地区長生クラブ連合会	原　信二	2942-3741
三ヶ島地区長生クラブ連合会	橋詰　孟夫	2949-6281
小手指地区長生クラブ連合会	大庭　三智子	2949-8295
山口地区長生クラブ連合会	四戸　登	2922-4896
吾妻地区長生クラブ連合会	堀　葛郎	2992-7041
並木地区長生クラブ連合会	柴田　光雄	2942-2854

各地区の単位長生クラブの多くは、町内会や自治会のある地域の高齢者の団体として組織されています。

近隣の方々や高齢者の方々がお互いに助け合い、また、生きがいを高める活動をしていますので、６０歳になったら、ぜひ長生クラブに参加しましょう！

所沢市シルバー人材センター　会員募集

シルバー人材センターでは、民間企業や一般家庭、行政機関等からの依頼を受けて、健康や生きがいのために『何か仕事をしたい』という高齢者（会員）の方々に仕事を提供しています。

提供する仕事の内容	屋外の簡単な作業、大工、ふすま・障子の張替え、植木の選定、家事サービス、一般事務・経理事務、外交・折衝・集配事務、毛筆・筆耕、広報誌のポスティング、シルバー農園野菜づくり販売等その他「シルバー派遣事業」を実施しています。 ※シルバー派遣事業は、シルバー会員の方を企業等に派遣し、仕事に従事していただく事業です。
申込方法	まず、シルバー人材センターに会員登録していただく必要があります。会員資格や登録方法については、シルバー人材センターにお問い合わせください。
問合せ	所沢市シルバー人材センター （電話：2928-8695、FAX：2924-0630）

現役リタイアなんて
もったいない！
あなたのちょっとした
お手伝いを誰かが
待っています！

所沢市シルバー人材センター　ちょこっとお手伝い

シルバー人材センターに登録した会員が、簡単な家事等のお手伝いをします。

サービス内容	調理、掃除・片付け、洗濯、雪かき、自転車の整備、台風前後の片付けなど。
申込方法	家事等でお困りごとができたとき、シルバー人材センターにお電話いただき、「地域サポート」とお伝えください。
費用	１作業につき１，０００円から
問合せ	所沢市シルバー人材センター （電話：2928-8695、FAX：2924-0630）

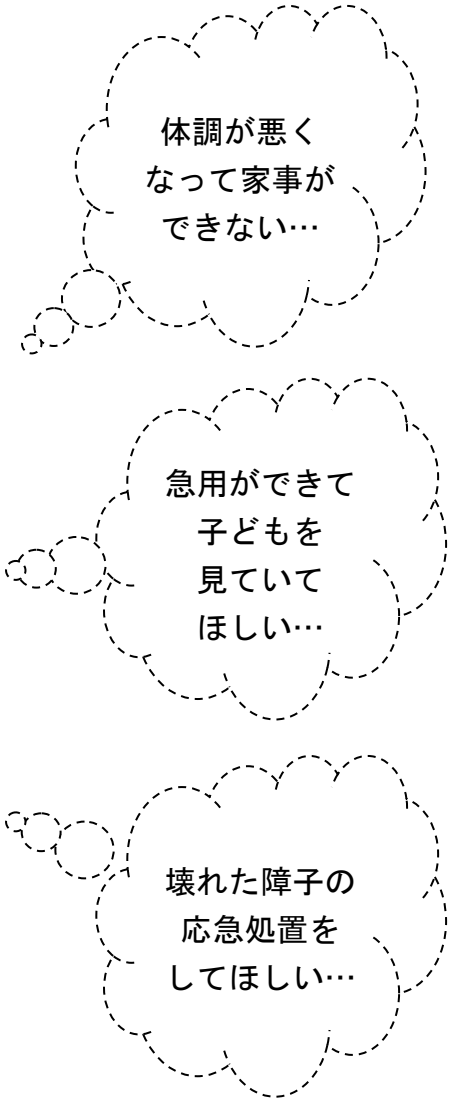

５．高齢者向けの施設や住まい

市内の高齢者福祉施設等

日常的に介護を必要とする状態となった場合や自宅での生活に不安がある場合にも、安心して生活できるよう、市内には次のような高齢者福祉施設や高齢者向けの住まいがあります。

入所条件等は各施設等によって異なる場合がありますので、詳細については、各施設等（Ｐ．４６～５０参照）にお問い合わせください。

高齢者福祉施設等の種類・概要

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	・寝たきりや認知症等により、常に介護の必要があり、自宅での生活が困難な場合に入所する施設です。 ・原則として、要介護３以上の認定を受けた方が、対象となっています。 ・食事、入浴、排せつ等の日常生活介護や療養上の支援を受けられます。
地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設）	上記「特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）」の内容に加えて、原則として市内にお住まいの方が対象となる施設です。

介護老人保健施設（老人保健施設）	・病状が安定し、かつ、介護を必要としている高齢者の方に、医学的管理のもとでリハビリテーションや日常生活上のケアを行い、自宅への復帰を目指す施設です。 ・原則として、要介護１以上の認定を受けた方が、対象となっています。 ・自宅への復帰を目指す施設であるため、おおむね３か月程度を入所期間としています。

ケアハウス （軽費老人ホーム）	・身体機能の低下等により、自立した日常生活を送ることに不安がある場合に入所する施設です。 ・６０歳以上の方で、家族による援助を受けることが困難な方が、対象となっています。 ・食事の提供や相談・援助等、生活の支援を受けられます。
ケアハウス （軽費老人ホーム） （特定施設入居者生活介護）	上記「ケアハウス（軽費老人ホーム）」の内容に加えて、入所者に介護サービスを提供することができる施設です。
地域密着型 ケアハウス （特定施設入居者生活介護）	上記「ケアハウス（軽費老人ホーム）」の内容に加えて、入所者に介護サービスを提供することができる施設ですが、原則として市内にお住まいの方が対象となる施設です。

認知症対応型 共同生活介護 （認知症高齢者 グループホーム）	・認知症の症状がある高齢者が、少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護が受けられる施設です。 ・要支援２以上の認定を受けている方が対象となっています。 ・原則として市内にお住まいの方が対象となる施設です。

有料老人ホーム	・入居者に対して、食事の提供や日常生活上の必要な相談支援を行う施設です。 ・「６０歳以上の方」あるいは「６５歳以上の方」を対象とする施設が多いものの、各有料老人ホームによって入居条件が異なります。
住宅型 有料老人ホーム	上記「有料老人ホーム」の内容に加えて、入居者が介護を必要とする状態になった場合に、外部の介護サービス事業所を利用することとなる施設です。
介護付き 有料老人ホーム （特定施設入居者生活介護）	上記「有料老人ホーム」の内容に加えて、介護職員等によるケアを受けることができる施設です。

サービス付き 高齢者向け住宅	・居室の広さや手すりの設置等高齢者に配慮した設備を有し、生活相談や状況把握サービス等を提供する住宅です。 ・６０歳以上の方、又は、要介護・要支援の認定を受けた６０歳未満の方が対象となっていますが、各サービス付き高齢者向け住宅によって入居資格が異なる場合があります。

養護老人ホーム	環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難となった場合、老人福祉法に基づき、所沢市老人ホーム入所判定委員会の審議を経て、措置により入所する施設です。 【問合せ】高齢者支援課 （電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

市内の高齢者福祉施設等の所在地・連絡先

※平成２９年４月１日時点

【特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
特別養護老人ホーム 亀令園	東狭山ケ丘 4-2695-1	2926-8088	2928-8875
特別養護老人ホーム 康寿園	東狭山ケ丘 6-2833-1	2926-7711	2926-7775
特別養護老人ホーム ロイヤルの園	北野 3-1-18	2947-1600	2947-1223
介護老人福祉施設 所沢やすらぎの里	東狭山ケ丘 5-928-1	2921-5522	2921-5533
介護老人福祉施設 健寿園	北中 2-301-1	2921-7733	2921-7737
特別養護老人ホーム 東所沢みどりの郷	坂之下 941-3	2951-3000	2945-6866
特別養護老人ホーム 千寿里	坂之下 1153-1	2951-5811	2946-5188
特別養護老人ホーム 飛鳥野の里	神米金 505-1	2990-2580	2990-2585
特別養護老人ホーム ところの苑	久米 1538-2	2929-6955	2929-6956
介護老人福祉施設 所沢かがやきの里	下新井 1249-2	2991-7300	2991-7277
特別養護老人ホーム アンミッコ	中富 1639-3	2990-2200	2990-2205
特別養護老人ホーム 真和の森	下富 1206-1	2990-1133	2990-1144
特別養護老人ホーム ケアカレッジ	三ケ島 5-1445-6	2968-8035	2968-8037
特別養護老人ホーム 本郷希望の丘	本郷 266	2946-8899	2946-8793
特別養護老人ホーム ベテラン館	下富 1011-1	2946-9522	050-3737-6136

【地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
地域密着型特別養護老人ホーム 飛鳥野の森	神米金 505-1	2990-1080	2990-2585
地域密着型介護老人福祉施設 平安の森	東狭山ケ丘 4-2678-1	2925-5230	2925-5232

【介護老人保健施設（老人保健施設)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
介護老人保健施設 所沢ロイヤルの丘	北野 3-1-16	2947-1011	2947-0799
老人保健施設 ケアステーション所沢	東狭山ケ丘 6-2823-13	2921-1165	2921-1166
介護老人保健施設　さんとめ	中富 1617	2942-3202	2942-3235
介護老人保健施設 雪見野ケアセンター	下富 1150-1	2990-5300	2990-5301
介護老人保健施設 エスポワール所沢	下富 1310-15	2990-2077	2990-2078
介護老人保健施設　みかじま	三ケ島 5-1636	2938-1818	2938-1819
介護老人保健施設　遊	東狭山ケ丘 4-2666-1	2929-1177	2929-1179

【ケアハウス（軽費老人ホーム)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
ケアハウス　所沢やすらぎの里	東狭山ケ丘 5-928-1	2921-5522	2921-5533
ケアハウス　ビアラ小手指	小手指町 1-40-1	2926-5041	2939-2491
ケアハウス　所沢けやき	三ケ島 5-551	2947-2741	2949-5383
ケアハウス　ロイヤルの園	北野 3-1-22	2947-1108	2947-1109
ケアハウス　大光園	東狭山ケ丘 6-750-1	2929-2233	2921-8801

【ケアハウス（軽費老人ホーム）（特定施設入居者生活介護)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
ケアハウス　狭山ヶ丘	東狭山ケ丘 5-2753	2928-6611	2928-9990

【地域密着型ケアハウス（特定施設入居者生活介護)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
地域密着型 ケアハウス　飛鳥野の森	神米金 505-1	2990-1080	2990-2585

【認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
グループホーム みんなの家　所沢南永井	南永井 591-4	2951-5671	2951-5672
グループホームひだまり	南永井 2-7	2991-2727	2991-2728
康寿園グループホーム輝	東狭山ケ丘 6-2796-1	2929-8811	2929-8813
グループホーム暖家所沢	若狭 2-1677-7	2947-8711	2947-8713
所沢グループホームそよ風	小手指南 5-16-3	2926-6960	2926-6960
グループホームこころ	小手指元町 1-9-2	2947-3914	2947-3981
グループホーム上新井苑	山口 338-2	2903-0188	2903-0189
グループホームえがお	山口 522	2903-5650	2903-5650
グループホームかるな山口	山口 2584	2903-6131	2903-6130
グループホーム所沢ほほえみ	下新井 1249-5	2968-6105	2991-6000
愛の家グループホーム所沢小手指	小手指元町 3-6-3	2938-3510	2938-3511
グループホームひばりの空	三ケ島 5-1445-7	2947-6066	2947-6071
アンジューム所沢	こぶし町 30-31	2968-6255	2968-6256
グループホームさんとめ	中富 1622	2941-6359	2941-6194

【住宅型有料老人ホーム】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
ベストライフ所沢くすのき台※	くすのき台 1-8-4	0120-515-472	03-5908-2200
ベストライフ所沢※	上山口 138-1		
高齢者共同住宅福祉の森	山口 1850-8	2921-3600	2926-0066
ベストタイムアリス	小手指南 4-13-4	2947-8111	2947-8112
所沢幸楽園	松葉町 7-24	2998-7527	2998-7541
長寿苑	若狭 1-2932-1	2938-6050	2938-6051
西ところざわ翔裕館	東狭山ケ丘 4-2680-3	2929-6580	2929-8830
ゆうらく東所沢	東所沢 5-14-4	2968-3231	2945-0255
グループリビングアリスの家 椿峰館	小手指南 6-3-9	2949-6647	2949-6648
所澤ハウス	東所沢 2-28-14	2951-7778	2951-7775

※ベストライフ株式会社本社で入居関係の問合せを受け付けています。

【介護付き有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護)】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
ライフ＆シニアハウス所沢	御幸町 5-15	2925-2212	2925-2388
ニチイケアセンター所沢上安松	上安松 907-1	2997-0606	2997-0607
レストヴィラ東所沢	東所沢 2-10-4	2946-5801	2946-5802
ロイヤルレジデンス東所沢	下安松 942-1	2968-6301	2968-6302
ところざわ翔裕館１号館	下富 720-1	2943-4165	2943-4160
桂の樹	宮本町 2-23-34	2923-3695	2923-3703

【サービス付き高齢者向け住宅】

施設名称	所在地	電話	ＦＡＸ
所沢グループリビングそよ風	上新井 5-7-12	2920-0300	
所沢悠生苑 くすのき台	くすのき台 3-12-1	2993-7750	
もみの木	中新井 2-286-1	2943-6600	2943-3674
所沢ライフステーション華	下安松 1521-1	2968-5730	2968-5681
なごやかレジデンス東所沢	下安松 200-1	2951-1616	
レジデンシャル小手指 Sakura	小手指町 4-18-1	2941-5522	2941-5523
エクラシア所沢	小手指元町 3-26-13	050-6861-5625	2941-5761

６．介護保険制度に関すること

（１）介護保険料

介護保険は、４０歳以上の方が納める保険料と、国・県・市の負担金、利用者負担を財源に運営されています。

６５歳以上の方の介護保険料は、各市町村が３年ごとに介護サービスに要する費用等に応じた基準額を算出し、段階別に決定します。保険料の段階は、市町村民税の課税・非課税や前年の所得により決められます。

問　合　せ　　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（２）要介護認定の申請

介護サービスを利用する場合は、要介護認定を受ける必要があります。申請に必要なものや申請方法は、次のとおりです。

申　請　者　　介護サービスを必要とするご本人

※本人が申請できない場合には、代行申請も可能です。

【代行申請をすることができる方】

ご家族、成年後見人、民生委員、地域包括支援センター、

居宅介護支援事業者等

申請方法　　次の必要書類を介護保険課にご提出ください。

【必要書類】

・要介護・要支援認定申請書

・介護保険被保険者証

・健康保健被保険者証の写し（４０～６４歳の方の場合）

※郵送による提出も可能です。

問　合　せ　　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（３）介護サービスの種類と利用料

介護保険で利用できる介護サービスの種類と費用は、次のとおりです。

種　　類　・在宅介護が中心となる「在宅サービス」
・施設に入所して利用する「施設サービス」
・原則として市民に限って利用できる「地域密着型サービス」
・福祉用具購入費の支給
・住宅改修費の支給
・紙おむつ購入費の支給　※市独自のサービス

利 用 料　介護サービスを利用した場合の利用料は、原則としてかかった費用の１割（又は２割）です。

【２割負担となる方】

６５歳以上の方で、本人の合計所得金額が１６０万円以上の方（下記以外の方）

【１割負担となる方】

・生活保護受給者の方
・住民税非課税の方
・６５歳未満の方
・６５歳以上の方で、本人の合計所得金額が１６０万円未満の方
・６５歳以上の方で、本人の合計所得金額は１６０万円以上であるが、年金収入とその他の合計所得金額の合計が２８０万円未満の方（単身世帯の場合）
・６５歳以上の方で、本人の合計所得金額は１６０万円以上であるが、世帯内の６５歳以上の方全員の年金収入とその他の合計所得金額の合計が３４６万円未満の方（６５歳以上の方が２人以上の世帯）

※要介護認定を受けた方には、負担割合を記載した「負担割合証」を交付します。

問 合 せ　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（４）ケアプラン
（居宅介護サービス計画・介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント）

介護保険では、利用者が安心して希望するサービスを利用できるように「ケアプラン（介護サービス計画）」を立てることになっています。

作　成　者　　【要介護認定者のケアプランの作成】
居宅介護支援事業所のケアマネジャー（介護支援専門員）
【要支援認定者事業対象者のケアプランの作成】
地域包括支援センターの保健師等

自己負担額　　ケアプランの作成にかかる費用は、全額を保険で給付しますので、自己負担はありません。

問　合　せ　　介護保険課　（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（５）福祉用具購入費の支給

要介護又は要支援の認定を受け、自宅で介護を受けている方は、介護保険で必要な福祉用具を購入することができます。

対象となる用具　　次の５種類の用具で、かつ、県の指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したもの
【対象となる用具の種類】
腰掛け便座、入浴補助用具、
自動排泄処理装置の交換可能部品、簡易浴槽
移動用リフトの吊り具

自己負担額　　１年度に１０万円を限度に、原則として福祉用具を購入した費用の１割（又は２割）をご負担いただきます。

申請方法　　希望する場合は、申請をする必要がありますので、ご購入の前に担当のケアマネジャー又は特定福祉用具販売事業者にご相談ください。

問　合　せ　　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（６）住宅改修費の支給

要介護又は要支援の認定を受け、自宅で介護を受けている方は、介護保険で住宅改修を行うことができます。

対象となる改修工事	保険給付の対象となる改修工事は、次の５種類です。 【対象となる改修工事の種類】 ・手すりの取付け ・段差の解消 ・滑りの防止等のための床又は通路面の材料の変更 ・引き戸等への扉の取替え ・和式便器から洋式便器等への取替え
自己負担額	２０万円を限度として、原則として費用の１割（又は２割）をご負担いただきます。
申請方法	希望する場合は、改修を行う前に申請をする必要がありますので、ケアマネジャー等の専門家にご相談ください。
問合せ	介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（７）紙おむつ購入費の支給

要介護２～５の認定を受け、自宅で介護を受けている方は、介護保険で紙おむつを購入することができます。（市の独自サービスです。）

紙おむつは、申請により申請日の翌月から指定事業者が、自宅に配達します。

対　象　者　　要介護２～５の認定を受け、自宅で介護を受けている方

※軽度者（要支援１・２、要介護１）の方については、主治医意見書、認定調査票、ケアマネジャー又は医師の判断等により、おむつの使用が必要な状態であると確認できる方のみ、対象となります。

対象となる紙おむつ等　　保険給付の対象となる紙おむつ等は、次の２種類です。

・紙おむつ（テープ止め型・パンツ型・フラット型）

・尿とりパッド

自己負担額　　１か月５，６００円を限度として、原則として１割（又は２割）をご負担いただきます。

申請方法　　希望する場合は、ご購入の前に申請する必要がありますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

問　合　せ　　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（８）介護保険の利用料の助成

介護サービスを利用した場合の利用者負担について、所得が低い利用者の負担を軽くするため、利用料の一定割合の助成を行っています。（市の独自サービスです。）

申請方法　　希望する場合は、申請をする必要がありますので、詳しくは介護保険課にご相談ください。

問　合　せ　　介護保険課（電話：2998-9420、FAX：2998-9410）

（９）介護予防・日常生活支援総合事業の実施

所沢市では、平成２９年４月より、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）を開始しました。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の２つの事業から構成され、高齢者の皆さんが心身共に健康で自立した生活を送れることを目的に実施されます。

介護予防・生活支援サービス事業

【対象】

① 要支援１、２の認定を受けている方（６５歳以下の方も対象）

② ６５歳以上の人で基本チェックリストを受け、日常生活の動きや家庭・社会における役割を果たすのに支援が必要と判断される人（※事業対象者といいます。）

※基本チェックリストとは、２５項目の質問事項に回答しサービスの利用対象者であるかを判定する仕組みです。

【内容】

介護サービスである「介護予防訪問介護（要支援者向けの掃除、洗濯等の日常生活上の支援のサービス）」と「介護予防通所介護（要支援者向けの機能訓練等日常生活上の支援を行うデイサービス）」を、それぞれの呼称を「訪問型サービス」「通所型サービス」として、これまでと同様の内容で実施していきます。なお、「通所型サービス」については、今後サービスの種類を随時増やしていきます。

なお、訪問看護や福祉用具等のサービスや要介護者向けのサービスについて変更はありません。

一般介護予防事業

【対象】　６５歳以上の方

【内容】

市民の皆様に広く介護予防の取り組みに参加していただくため、市では「いきいき健康体操教室」や「元気アップ測定会」等を実施していく予定です。（Ｐ．７参照）

問合せ　高齢者支援課（電話：2998-9120、FAX：2998-9138）

地域包括支援センター（電話・FAX：Ｐ．２参照）

総合事業の開始により変わる点・変わらない点は何だろう？

変わる点

〇サービスの内容や料金が多様化します。

従来のサービス（介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービス）に加えて、市独自の新たな通所型サービスを創設していきます。（詳細は決まり次第、ホームページ等でお知らせします。）

〇要支援相当の判定方法を選ぶことができます。

総合事業では、従来どおり認定審査会の判定を受ける方法（要介護認定）のほか、本人の希望により基本チェックリストを実施し、サービスの必要な心身の状況の判定を受けることができます。サービスが必要と判断された方は事業対象者として、介護予防・生活支援サービス事業を利用する方法があります。

基本チェックリストの利用に当たっては、地域包括支援センターもしくは高齢者支援課までご相談ください。

変わらない点

〇現在サービスを受けている方のサービスは変わりません。

既に介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用されている要支援１、２の方は、今までとサービスの内容が変わることはありません。しかし、認定更新時に担当のケアマネジャーと相談の上、サービスの見直しがされた場合には別のサービスに変更となる場合があります。

また、利用者負担も、負担割合証に記載された１割又は２割から変更はありません。

７．医療に関すること

（１）国民健康保険制度

７０歳を迎える誕生日の翌月（１日が誕生日の場合はその月）から医療の受け方が変わります。医療機関で受診する際は、国民健康保険被保険者証（保険証）と国民健康保険高齢受給者証の両方を窓口に提示し、自己負担割合に応じた額の医療費を支払います。

高齢受給者証は、７０歳を迎えた翌月（１日が誕生日の場合はその月）から使用できるように国民健康保険課から送付します。また、毎年７月に自己負担割合の見直しを行い、７月下旬に新しい有効期限の高齢受給者証を送付します。

自己負担割合　原則：かかった医療費の２割
※現役並み所得者は３割
※２割と判定された方のうち、誕生日が昭和１９年４月１日以前の人は特例措置により１割負担になります。

問合せ　国民健康保険課（電話：2998-9131、FAX：2998-9061）

（２）後期高齢者医療制度

７５歳以上の方（一定の障害がある６５歳以上７５歳未満の方で、広域連合に申請し認定を受けている方を含む。）は、医療機関で受診する際に後期高齢者医療被保険者証を窓口に提示し、自己負担割合に応じた額の医療費を支払います。

※一定の障害とは

- 身体障害者手帳１級～３級、４級の一部
- 療育手帳 Ⓐ 、Ａ
- 障害基礎年金１級、２級
- 精神障害者保健福祉手帳１級、２級

自己負担割合　原則：かかった医療費の１割
※現役並み所得者は３割

問合せ　国民健康保険課 後期高齢者医療担当
（電話：2998-9218、FAX：2998-9061）

（３）指定難病に係る医療給付制度

平成２７年１月１日より、特定疾患医療給付制度に代わる新たな指定難病に係る医療給付制度が実施されています。新規申請（期限切れを含む。）に限り、埼玉県狭山保健所とともに市の窓口で受け付けています。

問 合 せ　　制度の詳細や医療給付、新規・継続申請について

・・・埼玉県狭山保健所

（電話：04-2954-6212、FAX：04-2954-7535）

新規申請について・・・保健医療課

（電話：2998-9385、FAX：2998-9061）

（４）在宅歯科医療に関する電話相談窓口

所沢市歯科医師会では、在宅歯科医療推進窓口地域拠点を開設しています。在宅歯科医療に関する相談や、在宅歯科医療を行う歯科医療機関の紹介等について、専任の歯科衛生士が電話で応対します。

受　　付　　月曜日から金曜日まで（土・日曜日、祝日及び年末年始を除く。）

午前１０時から午後３時まで

問 合 せ　　所沢地区在宅歯科医療推進窓口地域拠点

（電話：080-7759-8020、FAX：2991-1208）

（５）歯科診療所あおぞら

一般社団法人所沢市歯科医師会を指定管理者として、所沢市が行っている事業です。在宅要介護高齢者、障害児者及び休日に緊急に歯科診療を必要としている方を対象に行っています。

診療内容　【在宅要介護高齢者歯科診療（要予約)】

対 象 者：市内に在住し、原則６５歳以上の寝たきり状態の方

診療日時：日曜日（午前９時から午後１２時３０分まで）

【障害児者歯科診療（要予約）】

対 象 者：市内に在住し、一般の歯科診療所では診療が困難な障害児者の方

診療日時：日曜日及び木曜日

（午前９時から午後１２時３０分まで）

【休日緊急歯科診療（予約不要）】

対 象 者：休日緊急に歯科診療を必要としている方

診療日時：日曜日及び祝休日（１月１日を除く）

（午前９時から午前１１時３０分まで）

診療場所　所沢市保健センター内「歯科診療所あおぞら」

受診方法　歯科診療所あおぞらに直接申込みの上、受診してください。

（休日緊急歯科診療は予約不要）

問 合 せ　歯科診療所あおぞら（電話：2995-1171、FAX：2995-1172）

８．健康に関すること

（１）各種検診・健康診査

▶ がん検診・骨粗しょう症検診・成人歯科検診・結核検診等の各種検診を行っています。検診によって対象者や費用等が異なるため、あらかじめお問い合わせください。

問 合 せ　　保健センター 健康管理課（電話：2991-1811、FAX：2995-1178）

▶ 国民健康保険特定健康診査を行っています。また、診査結果に基づいた特定保健指導もあわせて行っています。

対 象 者　　市内にお住まいの４０歳から７４歳までの国民健康保険加入者
※年に１回、対象の方へ「特定健診受診券」をお送りしています。

費　　用　　８００円

問 合 せ　　国民健康保険課（電話：2998-9131、FAX：2998-9061）

▶ 後期高齢者医療健康診査を行っています。

対 象 者　　市内にお住まいの７５歳以上の後期高齢者医療保険加入者
※年に１回、対象の方へ「健康診査受診券」をお送りしています。

費　　用　　８００円

問 合 せ　　国民健康保険課　後期高齢者医療担当
（電話：2998-9218、FAX：2998-9061）

（２）各種予防接種

高齢者インフルエンザ・成人用肺炎球菌ワクチンの接種費用の一部助成を行っています。予防接種によって対象者や費用等が異なるため、あらかじめお問い合わせください。

問 合 せ　　保健センター 健康管理課（電話：2991-1811、FAX：2995-1178）

（３）精神保健福祉に関する事業の実施

精神障害者保健福祉手帳申請受付・自立支援医療費（精神通院）支給認定申請受付・精神保健相談等のこころの健康に関する各種事業を行っています。

問 合 せ　　保健センター こころの健康支援室（電話：2991-1812、FAX：2995-1178）

（４）健康教育・健康相談・リハビリ・訪問指導等

健康相談、リハビリ相談、健康づくりに関する講座や教室、脳卒中等で障害を持つ方のつどいの開催等の保健事業を行っています。

問 合 せ　　保健センター 健康づくり支援課（電話：2991-1813、FAX：2995-1178）

（５）８０２０よい歯の表彰

８０歳以上で自分の歯が２０本以上ある方を対象に「８０２０よい歯の表彰」を開催し、歯を健康に保つために努力してきた方を表彰しています。

問 合 せ　　保健センター 健康づくり支援課（電話：2991-1813、FAX：2995-1178）

９．高齢者のためのごみ収集支援

ふれあい収集

身近な人の協力を得ることができず、高齢者の健康状態や障害等により、自分でごみを集積所へ出すことが困難な方に対して、「ふれあい収集」を行っています。

ふれあい収集を利用している場合で、ごみが出ていない場合にはお声かけし、安否確認をしています。

対 象 者　　次のいずれかに該当する方

・要支援２以上の認定を受けている６５歳以上の単身の方

・２級以上の身体障害者手帳を所持している単身の方

・要支援２以上の認定を受けている６５歳以上の方又は、２級以上の身体障害者手帳を所持している方のみで構成されている世帯に属する方

収集方法　　毎週１回、戸別訪問し玄関先から分別されているごみを一括で収集します。

申請方法　　「ふれあい収集利用（更新）申請書兼利用者台帳」に必要事項（住所、氏名、電話番号等）をご記入の上、管轄のクリーンセンター又は資源循環推進課にご提出ください。

※代理人による申請も可能です。

利用可否　　職員が自宅に訪問し、ご本人の状況を調査の上、利用の可否を決定し、結果を後日通知します。

問 合 せ　　東部クリーンセンター収集事務所

（電話：2946-5353、FAX：2945-7588）

西部クリーンセンター

（電話：2948-3141、FAX：2947-3570）

資源循環推進課

（電話：2998-9146、FAX：2998-9394）

１０．移動支援に関すること

（１）ところバス特別乗車証制度

外出の機会の確保や交通の利便性を向上するため、市内にお住まいの６５歳以上の方等に、市内循環バス（ところバス）を１００円でご利用いただける「ところバス特別乗車証」を交付しています。

対 象 者　　次のいずれかに該当する方

① 本市に住民登録をされている６５歳以上の方

② 本市に住民登録をされている４０歳以上の方で、要介護・要支援の認定を受けている方

費　　用　　ところバスを利用する際に、「ところバス特別乗車証」を提示すると、運賃が１００円になります。

※「介護保険被保険者証」を提示した場合も同様となります。

申請方法　　次の書類をご用意の上、交付場所でご提示ください。

【①の方】

保険証、免許証等年齢を証明できるもの

【②の方】

介護保険被保険者証

交付場所　　交通安全課

各まちづくりセンター、各市民課サービスコーナー

問 合 せ　　交通安全課（電話：2998-9140、FAX：2998-9167）

１日乗車券が２００円で購入できる！

「特別乗車証」又は「介護保険被保険者証」をお持ちの方は１日乗車券を２００円で購入することができます。

（※バス車内のみの販売です。）

（２）高齢者の運転免許自主返納による“ところバス”無料乗車券の交付

市内にお住まいの６５歳以上の方で、運転免許証を自主返納した方に、『ところバス無料乗車定期券』又は『ところバス無料乗車回数券（５０回分)』を交付しています。

対 象 者　　次の全てに該当する方

・本市に住民登録をされている方

・全ての運転免許証を自主返納した方

・自主返納した日において６５歳以上の方

・自主返納した日から１年以内である方

交付内容　　次の２種類のうち、希望されるどちらか１種類

・ところバス無料乗車定期券（本人のみ利用可）

・ところバス無料乗車回数券５０回分

（本人及び同一家族のみ利用可）

※有効期間は１年間です。

※一人１回のみの申請で、再交付はできません。

費　　用　　『ところバス無料乗車定期券』又は『ところバス無料乗車回数券（５０回分)』を利用すると、運賃が無料になります。

申請方法　　次の必要なものを持参の上、本人が交通安全課にご申請ください。

【必要なもの】

・申請による運転免許の取消通知書の写し

・取消しを受けた（四隅に穴の空いた）運転免許証の写し又は公的機関発行の本人が確認できる顔写真付きの書類の写し

（例：運転経歴証明書、パスポート等）

交付場所　　交通安全課

問 合 せ　　交通安全課（電話：2998-9140、FAX：2998-9167）

１１．防災に関すること

（１）自分でできることから始める

家具の転倒落下防止

阪神・淡路大震災の怪我の原因の約５０％は家具等の転倒落下によるものでした。地震への備えとして家具の転倒落下策は必ず行ってください。

※家具を一つの部屋にまとめ、寝室には家具を置かないのも一つの方法です。

最低３日分、できれば７日分を備蓄

首都直下地震がもたらす被害が甚大で、物流の復旧や行政支援体制が整うまで時間がかかることから、７日分程度の備蓄が推奨されています。

※普段食べ慣れているものや好きなものを多めに買い置き、定期的（月１回）に食べれば、長期保存（５年間）できるものを備蓄しなくても大丈夫です。

携帯トイレの備蓄

過去の震災では、避難者がトイレを心配し水分を控え、エコノミークラス症候群で死亡する事例がありました。避難に備え携帯トイレやトイレットペーパー、ウエットティッシュなども備蓄しましょう。

問 合 せ　　危機管理課（電話：2998-9399、FAX：2998-9042）

（２）防災情報などの入手

防災行政無線放送確認専用フリーダイヤル

防災行政無線の放送が聞き取れなかった場合や放送内容を再確認したい場合に、放送内容を電話（無料）で確認することができます。放送内容は、放送後２４時間まで保存されています。

電話番号　　0120-100-466　　※携帯電話でもご利用いただけます。

問 合 せ　　危機管理課（電話：2998-9399、FAX：2998-9042）

防災情報を「ところざわほっとメール」で配信

気象情報や避難情報を携帯電話やスマートフォン、パソコンへメール配信（登録無料）しています。

登録方法　　① hotmail@tokorozawa-hotmail.jp へ空メールを送信、又は下のＱＲコードからメールアドレスを読み取り、空メールを送信。

② 返信メールに記載されているＵＲＬにアクセス。

③ 配信カテゴリから「防災情報」「防災行政無線の放送内容」を選択して登録。

※受信制限をしている方は、メール設定から「info@tokorozawa-hotmail.jp」を指定受信にしてください。

また、防災行政無線の放送内容は登録方法③から「防災行政無線の放送内容」を追加することで、メール配信されます。

なお、配信内容は市のホームページでもご覧いただけます。

通 信 料　　ご利用者様のご負担となります。

問 合 せ　　防災について・・・危機管理課（電話：2998-9399、FAX：2998-9042）

ほっとメールの登録方法について

・・・広報課（電話：2998-9024、FAX：2994-0706）

１２．社会福祉協議会による各種サービス

（１）わたしたちのまちの車いすステーション事業

住民及び商店、企業、福祉施設等との協働により、より身近に車いす貸出を行う地域の拠点としての「わたしのまちの車いすステーション」を設置し、一時的に車いすが必要な方に無料で貸出を行います。また、１年の内で３か月間以内に貸出を行う車いす短期貸出も行っています。

わたしたちのまちの車いすステーション

対 象 者　　市内にお住まいの方で、病気やけが等により、歩行が困難な方
※既に車いすをお持ちの方は対象外です。

貸出期間　　２週間（１年の内何度でも貸出可、１日を貸出期間の単位とする）
※年末年始における貸出は行っていない場合があるため、必ず事前に各車いすステーションにお問い合わせください。

費　　用　　無料

申請方法　　各車いすステーション（Ｐ.６９～Ｐ.７２参照）に、車いすの空き状況を電話等でご確認の上、次の必要書類をご提出ください。

【必要書類】
・車いす借用申請書
・身分証明書の写し

問 合 せ　　所沢市社会福祉協議会　地域福祉推進課
（電話：2925-0041、FAX：2925-3419）

市内の車いすステーション　一覧

※年末年始の貸出は行っていない場合があります。

所沢 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
内野自動車	東町 23-1	2922-1811	2925-0318	午前９時から 午後５時３０分まで （第２・４週目の土･日曜日、祝日休み）
松尾観魚苑	御幸町 1-16 所沢スカイライズタワー２Ｆ	2922-5655	2922-5655	午前１１時から 午後７時まで （水･木曜日休み）
所沢まちづくりセンター	元町 27－5	2923-1386	2926-9727	午前８時３０分から 午後５時１５分まで （日曜日、祝日休み）

松井 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
安松町内会『交流館』	上安松 95 - 6	所沢市社協 2925-0041	所沢市社協 2925-3419	随時
松井地区社会福祉協議会 （松井まちづくりセンター内）	上安松 1286-1	2994-1259	2994-1237	午前８時３０分から 午後５時１５分まで （日曜日、祝日休み）
ウェルシア所沢下安松店	下安松 963－3	2951-2321	2951-2322	午前１０時から 午後８時まで （土･日曜日、祝日休み）
アリスサロン	東所沢和田 1-46-19	2008-2004	2008-2005	午前９時から 午後５時３０分まで （土･日曜日休み）
東所沢和田三丁目自治会	東所沢和田 3-25-9	2944-9506	2944-9506	午前９時から 午後６時まで （休みなし）

柳瀬 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
特別養護老人ホーム 東所沢みどりの郷	坂之下 941-3	2951-3000	2945-6866	午前８時３０分から 午後５時３０分まで （休みなし）
柳瀬まちづくり センター	城 964-8	2944-2113	2944-2813	午前８時３０分から 午後５時１５分まで （日曜日、祝日休み）

富岡 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
富岡まちづくり センター	北岩岡 117-1	2942-3110	2942-3244	午前８時３０分から 午後５時１５分まで （日曜日、祝日休み）
所沢市立キャンバス	下富 653-5	2943-6110	2943-6118	午後９時から 午後５時まで （土･日曜日、祝日休み）

新所沢 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
所沢社協 居宅介護支援事業所	泉町 1850-4	2929-1702	2929-1712	午前８時３０分から 午後５時まで （土･日曜日、祝日休み）
所沢地域福祉事業所 まぁち	向陽町 2001-3	2941-2111	2941-2099	午前９時から 午後６時まで （日曜日休み）

三ケ島 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
ケアハウス大光園	東狭山ヶ丘 6-750-1	2929-2233	2921-8801	午前８時３０分から 午後５時３０分まで （休みなし）
ケアハウス 所沢けやき	三ヶ島 5-551	2947-2741	2949-5383	午前９時から 午後３時まで （休みなし）

小手指 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
小手指まちづくり協議会（小手指まちづくりセンター内）	北野南 1-5-2	2948-1295	2948-1247	午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、祝日休み）
ハッピーホームデイサービス	小手指 1-34-3	2929-1233	2929-1232	午前９時３０分から午後４時３０分まで（日曜日休み）
エイジングサポート（理事長 植村宅）	小手指 3-11-17	2949-0030	2949-0031	午前１０時から午後５時まで（休みなし）
小手指公民館分館	小手指町 4-22-2	2948-8780	2948-8836	午前８時３０分から午後５時１５分まで（日曜日、祝日休み）
ライオンズマンション西所沢自治会（管理人室）	小手指台 3-1	2928-1812	2928-1812	午前１０時から午後４時まで（土･日曜日、祝日休み）

山口 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
大鐘自治会	上山口 1570	所沢市社協 2925-0041	所沢市社協 2925-3419	午前９時から午後５時まで（休みなし）
福祉の森	山口 1850-8	2921-3600	2926-0066	午前８時３０分から午後５時３０分まで（土･日曜日休み）
町谷自治会館	山口 2788-3	所沢市社協 2925-0041	所沢市社協 2925-3419	午前１０時から午後４時まで（休みなし）

吾妻 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
リボンケアサポート所沢	くすのき台 1-13-3	2941-3400	2941-6544	午前１０時から 午後６時まで （土･日曜日、祝日休み）
特別養護老人ホームところの苑	久米 1538-2	2929-6955	2929-6956	午前１０時から 午後５時 （休みなし）

並木 地区

名称	所在地	電話	ＦＡＸ	貸出時間
スカイ薬局	中新井 3-20-35-104	2943-3222	2943-4244	午前９時から 午後７時 （休みなし）
わらわら航空公園店	並木 2-1	2995-0808	2995-1100	午前９時３０分から 午後８時 （火曜日休み）

（２）福祉サービス利用援助事業の実施（あんしんサポートねっと）

高齢者や知的障がい、精神障がいのある方等が、安心して生活を送れるように定期的に訪問し、福祉サービスの利用に当たって必要な手続や暮らしに必要なお金の出し入れ等のお手伝いを契約により行います。

対 象 者　　日常生活を送る上で、一人で判断することに不安がある高齢者や知的障がい、精神障がいのある方

サポート種類　【福祉サービス利用援助】
・定期的に訪問し、相談に応じる。
・福祉サービスの内容や利用方法を説明する。

【日常生活上の手続援助】
・日常の暮らしに必要な事務手続を手伝う。
・郵便物の整理や内容を説明する。
・市役所等での手続に同行し手伝う。

【日常的金銭管理】
・日常の暮らしに必要なお金の出し入れを手伝う。
・銀行や郵便局の窓口で払い戻しを行い、生活に必要なお金を届ける。

【書類等預かりサービス】
・大切な書類（例：年金証書・印鑑等）を預かる。

費　　用　　契約するまでの相談や支援計画の作成は、無料です。
※契約後の生活支援員による援助は、有料です。

申込方法　　所沢市社会福祉協議会 相談支援課にご連絡ください。

問 合 せ　　所沢市社会福祉協議会 相談支援課
（電話：2929-1711、FAX：2923-4780）

MEMO

〈発行元〉
所沢市　福祉部　高齢者支援課
所在地：〒３５９－８５０１
所沢市並木一丁目１番地の１
（高層棟１階）
電　話：２９９８－９１２０
ＦＡＸ：２９９８－９１３８
メール：a9120@city.tokorozawa.lg.jp

緊急…？迷ったその時！

けいれんしている、意識がない！

→迷わず **119** 番！

土・日、深夜にやっている病院は…

→埼玉西部消防局休日夜間病院案内
☎ 04-2922-9292

→埼玉県救急医療情報センター
（２４時間対応）
☎ **＃7000** 又は **048-824-4199**
※歯科・口腔外科・精神科を除く

今事件が起きているわけじゃない、でも警察に詐欺や迷惑行為について相談したい…

→警察の相談ダイヤル
☎ **#9110** 又は **048-822-9110**
※平日：午前８時３０分～
午後５時１５分
夜間･土･日･祝日･年末年始
：所沢警察署
04-2996-0110
埼玉県警本部代表
048-832-9110

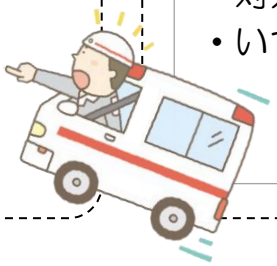

救急車を呼ぶほどではないかも…？

→埼玉県大人の救急電話相談
☎ **＃7000** 又は **048-824-4199**
※平日･土：午後６時３０分～
午後１０時３０分
日･祝日･年末年始：
午前９時～
午後１０時３０分

→埼玉県小児救急電話相談
☎ **＃8000** 又は **048-833-7911**
※平日･土：午後７時～翌朝７時
日･祝日･年末年始：
午前７時～翌朝７時

埼玉西部消防局版「救急受信ガイド」
スマートフォンやパソコンから、病気やけがの緊急性を４段階で判断できます。
以下の場合等でご利用ください。
- 周囲に相談できる人がいない
- 対処する方法がわからない
- いつもと様子が違う

スマートフォン
ＱＲコード

振り込め詐欺にも、日頃から気を付けましょう！

【詐欺被害の防止対策】
① 家にいる時でも、留守番電話に設定しましょう！
② 家族と合言葉を決めておきましょう！
③ 「あやしいな」と思ったら、あわてずに
家族や市役所に確認しましょう！